

気象研究所競争的資金等不正使用防止計画

制定 平成 29 年 2 月 16 日気研企第 302 号

1. 目的

この計画は、「気象研究所における研究上の不正防止に関する規程」第 6 条に基づき、気象研究所（以下「当所」という。）における競争的資金等の適正な運営・管理を確保するとともに、不正使用を未然に防止する具体的な計画として策定するものである。

2. 不正防止策

不正を発生させる一般的な要因に対応し、不正使用防止責任者及び不正使用防止副責任者等は以下の防止策を講ずる。

不正を発生させる一般的な要因	防止策
<ul style="list-style-type: none"> ○ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化等） ○研究官や事務職員のルールの誤認識や理解不足による誤った資金の運営・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス教育の受講義務付け ○競争的資金等に関する説明会の開催による各種ルールの周知徹底 ○内部監査による是正
<ul style="list-style-type: none"> ○計画的でない予算執行による年度末の執行集中 ○研究費を使い切らなければならないという間違った認識 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究実行計画への執行時期（備品購入や会議開催時期）の明記 ○当所経理システムを用いた予算執行状況の把握及び早期執行の督促 ○説明会等を通じた繰越制度、返納制度等の理解促進
<ul style="list-style-type: none"> ○業者に対する未払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○当所経理システムを用いた契約及び支払手続きの進捗管理
<ul style="list-style-type: none"> ○競争的資金等が集中している研究部、研究室（資金が集中することによるずさんな資金管理） 	<ul style="list-style-type: none"> ○企画室による研究実行計画の管理並びに会計課による契約の執行及び口座管理 ○競争的資金等への応募前及び各年度当初における研究官からの研究計画の聴取
<ul style="list-style-type: none"> ○事務部門の取引記録の管理や業者選定・情報の管理が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての契約及び支出の伝票による管理 ○取引記録の 5 年保存の義務付け ○国の会計法令に準拠した入札等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の会計法令に準拠し、全ての契約及び支払業務を会計課へ一本化

○データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分	○国の会計法令に準拠し、予め官職指定された検査職員による検収の実施
○検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）	○国の会計法令に準拠し、予め官職指定された検査職員による検収の実施 ○内部監査による現物確認
○業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用	○国の会計法令に準拠し、予め官職指定された検査職員による検収の実施
○出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）	○国の旅費法令に準拠した手続き（各種領収書等の証拠書類の確認）
○個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）	○適切な人事管理・異動による同一業務への長期就業の防止

附 則

- 1 この計画は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 気象研究所科研費不正使用防止計画（平成 26 年 9 月 18 日気研企第 145 号）は、平成 29 年 4 月 1 日をもって廃止する。